道路 の種 類	路線名	区域変更する区間	前後	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
一般国道	443号	八代郡宮原町大字宮原町字栄久 30番1地先から 八代郡宮原町大字宮原村字浜殿 549番 地先まで	前	9.0 ~ 16.7	178.0	交安統合
		八代郡宮原町大字宮原町字栄久 30番1地先から 同 所 同 字 16番1地先まで	後	11.6 ~ 25.0	157.0	// // // // // // // // // // // // //
一般	鏡宮原線	八代郡宮原町大字宮原村字上宮後 543番1地先から	前	9.2 ~ 18.4	119.4	
		同 所 同 字 527番5地先まで	後	10.0 ~ ~ 21.0	113.0	

2 区域変更する期日 平成 17 年 2 月 14 日

熊本県告示第 164 号

道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 17 年 2 月 14 日から 60 日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成 17 年 2 月 14 日

1 道路の種類、路線名及び区域変更する区間等

熊本県知事 潮 谷 義 子

道路 の種 類	路線名	区域変更する区間	前後	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
主要地方道	大 津	菊池郡菊陽町大字原水字水尻 2329番1地先から	前	4.0 ~ 15.8	137.0	単橋改
	植木線	菊池郡菊陽町大字原水字小平ノ上 4653番2地先まで	後	10.6 ~ 30.0	132.5	十 個 以
一般		球磨郡五木村甲字平沢津	前	3.4 ~ 22.3	139.9	"
	久 連 子 落 合 線	6467番 地先から 球磨郡五木村甲字上荒地	44	3.4 ~ 22.3	139.9	
		6155 番 2 地先まで	後	3.6 ~ 32.2	130.6	
"	上椎葉	球磨郡水上村大字江代字下永尾 1566番1地先から	前	18.5 ~ 28.2	48.8	災補道
	湯前線	同 所 同字 1566番4地先まで	後	19.4 ~ 60.4	48.8	火 畑 坦

公 告

熊本県公告第 112 号

土地区画整理法(昭和 29 年法律第 119 号)第 29 条第 2 項の規定により、岱明町下河原土地区画整理組合の理事となった者及び理事でなくなった者の氏名及び住所を次のとおり公告する。

平成 17 年 2 月 14 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 理事となった者の氏名及び住所

	氏	名	住	所			
松	岡 三	代 子	玉名郡岱明町大字下前原 117 番地				
2	2 理事でなくなった者の氏名及び住所						
	氏	名	住	所			
長	尾 國	_	玉名郡岱明町大字下前原 337 番地 3				

熊本県公告第 113 号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第1項の規定に基づき、県営河俣地区土地改良事業(農業用道路)の計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画につき異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議申立てをすることができる。

平成 17 年 2 月 14 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧に供する書類の名称
 - 変更後の県営河俣地区土地改良事業(農業用道路)計画書の写し
- 2 縦覧期間
 - 平成 17 年 2 月 15 日から平成 17 年 3 月 14 日まで
- 3 縦覧場所 東陽村役場

熊本県公告第 114 号

建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)第 29 条の 2 第 1 項の規定に基づく処分を行ったので、同法第 29 条の 5 第 1 項の規定に基づき次のとおり公告する。

平成 17 年 2 月 14 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 処分をした年月日
 - 平成 17 年 2 月 3 日
- 2 被処分者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
- (1) 有限会社門田建設

玉名郡長洲町宮野 2096

代表取締役 門田 正一

熊本県知事許可 (般-12) 第 02122 号

- (2) 株式会社杉村建設
 - 玉名郡南関町関町 1721-3

代表取締役 杉村 博徳

熊本県知事許可(般特-11)第 06643号

- (3) 有限会社髙崎建設
 - 玉名郡南関町四ッ原 166-2

代表取締役 髙崎 勝彦

熊本県知事許可 (般-13) 第 12217 号

- (4) 有限会社新栄設備工業
 - 玉名市中 1554

代表取締役 籔中 賢一

熊本県知事許可(般-13)第 08949号

- (5) 有限会社幸永工業所
 - 玉名郡南関町豊永 941

代表取締役 田中 貴明

熊本県知事許可(般-11)第14799号

(6) 有限会社園道建設 荒尾市下井手 147

代表取締役 園道 工

- 熊本県知事許可 (般-12) 第 12676 号
- (7)扶桑建設

山鹿市熊入町 198-4

中島 代表者 圭 祐

熊本県知事許可 (般-12) 第 04341 号

3 処分の内容

建設業法第29条の2第1項の規定に基づく許可の取消し

処分の原因となった事実 上記業者については、営業所又は建設業者の所在を確知できず、その旨を平成 16 年 12 月27日付けで公告したが、その公告の日から30日を経過しても当該建設業者から申出 がなかった。

このことが、建設業法第29条の2第1項の規定に該当すると認められる。

熊本県公告第 115 号

建設業法(昭和24年法律第100号)第29条の2の規定に基づき、営業所又は建設業者 の所在を確知できないので、次のとおり公告する。

なお、営業所の移転等により当該地以外で営業を行っている者については、公告の日か ら30日以内に申し出ること。

平成 17 年 2 月 14 日

熊本県知事 潮 谷

- 営業所又は建設業者の所在が確知できない業者の商号又は名称、主たる営業所の所在 地、代表者の氏名及び許可番号
 - 有限会社谷口土木建設 (1)

鹿本郡植木町鐙田 1860

代表取締役 谷口 光好

熊本県知事許可 (般-14) 第 11471 号

有限会社飯田電気

鹿本郡植木町舞尾 519

代表取締役 飯田 俊雄

熊本県知事許可 (般-12) 第 11886 号

2 申出先

熊本県土木部監理課

熊本県公告第 116 号

建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号。以下「規則」という。)第19条の6第 1項及び第21条の2第1項の規定に基づき、平成17年度に熊本県が実施する建設業法(昭 和 24 年法律第 100 号。以下「法」という。) 第 27 条の 23 第 1 項の規定による経営事項審 査(経営状況分析を除く。)の申請の時期及び方法等について、次のとおり公告する。

なお、経営状況分析の申請については、法第27条の24第1項に規定する登録経営状況 分析機関が規則第19条の2第1項の規定に基づき公示する申請の時期及び方法等に従い行 わなければならない。

平成 17 年 2 月 14 日

熊本県知事 義 子 潮 谷

1 申請の対象者

熊本県内に主たる営業所を有する法第3条第1項の規定による許可を受けた建設業者

申請の対象となる審査基準日

平成 16年 10月 1日から平成 17年 9月 30日まで

審査日及び審査場所等 3

別添「経営事項審査日程表(以下「日程表」という。)」のとおり

審査日の予約

(1)予約先

主たる営業所を所管する地域振興局又は熊本土木事務所

(2)予約の期限

平成 17 年 11 月 30 日

予約の方法 (3)

予約を行う審査日は、日程表のうちの決算月に対応する審査日とし、当該予約は、 法第11条第2項の規定により変更届出書(営業年度終了)を提出した後に行うもの とする。ただし、審査基準日が平成 17 年 8 月 1 日から平成 17 年 9 月 30 日までの者 にあっては、前年度に提出した変更届出書(営業年度終了)の副本(主たる営業所 を所管する地域振興局又は熊本土木事務所の受付印があるものに限る。)を持参し、 平成17年11月1日から平成17年11月30日までの間に予約することができる。 日程表のうちの予備日の予約については、熊本県土木部監理課において平成18年

1月23日から受け付けるが、予備日に予約できる者は次の条件のいずれかを満たす 者とする。

2の審査基準日がある建設業者で平成18年1月20日までに経営事項審査を受審 しなかった者